省　令

○総務省令第九十四号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

総務大臣　樽床　伸二

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表新潟県の項中

「柏崎市日吉町三の二二	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所」を
柏崎市三和町五の四八	柏崎刈羽原子力保安検査官事務所
柏崎市日吉町三の二二	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所
柏崎市三和町五の四八	柏崎刈羽原子力規制事務所

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

養ほう振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号）第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定に基づき、養ほう振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

農林水産大臣　郡司　彰

養ほう振興法施行規則の一部を改正する省令

養ほう振興法施行規則（昭和三十年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行規則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同条に次の三項を加える。

2　法第三条第一項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合

二　密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合

三　反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

3　法第三条第三項の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から一箇月以内に行うものとする。

4　法第三条第四項の規定による通知は、法第三条第一項又は第三項の規定による届出を受理した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

第二条の見出し中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第二号中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第三条第二項中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改める。

第五条の見出し中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「一かん」を「一缶」に、「一びん」を「一瓶」に、「見易い」を「見やすい」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式中「みつばち転飼許可証」を「蜜蜂転飼許可証」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附　則

この省令は、養ほう振興法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十一月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五―一一四

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表福島県の項中「南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の二」を「南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の一」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年七月一日」の下に「、檜枝岐自然保護官事務所に係るものにあつては同年十一月一日」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百八十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月一日

総務大臣　樽床　伸二

一　名　　称　現地支援調整所及び南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十四年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百六十人程度

四　派遣地域　南スーダン共和国及びウガンダ

○法務省告示第四百五十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年十一月一日

法務大臣　滝　　実

東京法務局所属　宇井　稔

東京法務局所属　鳥本　喜章

さいたま地方法務局所属　西川　優

新潟地方法務局所属　加藤　就一

新潟地方法務局所属　長谷川彦市

神戸地方法務局所属　榎本　巧

津地方法務局所属　粟辻　寛明

仙台法務局所属　工藤　聡

○法務省告示第四百五十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十一月一日

法務大臣　滝　　実

住所　東京都港区芝５丁目２番12号

趙佳　昭和61年１月20日生

住所　東京都中央区日本橋浜町３丁目33番３号

エー・ケー・エム・サナウール・ハック　昭和49年６月５日生

カムルーン・ナハル　昭和55年10月22日生

住所　東京都世田谷区等々力７丁目27番10―402号

パーサ・クマール　昭和47年７月24日生

アナンダダハラ・クマール　昭和48年２月７日生

アイシャラヤ・クマール　平成12年７月19日生

アーリャン・クマール　平成17年７月27日生

住所　東京都足立区古千谷本町１丁目12番16号

包海山　昭和52年３月30日生

住所　京都市中京区西ノ京西中合町55番地４

李重徳　昭和36年４月13日生

住所　大阪市東淀川区上新庄２丁目11番26―601号

谷安傑　昭和56年12月27日生

住所　大阪市西区立売堀５丁目３番１―1403号

河清子　昭和56年10月23日生

住所　大阪府八尾市高砂町５丁目６番地１

林美季　昭和61年７月３日生

住所　大阪市住之江区御崎８丁目８番16号

玄福順　昭和47年２月15日生

住所　大阪市生野区巽北２丁目15番12号

申明浩　昭和39年１月11日生

趙直美　昭和44年６月18日生

申龍太　平成９年12月３日生

申泰誠　平成12年３月10日生

申虹輝　平成13年８月６日生

住所　大阪市大正区南恩加島３丁目16番15号

金―禧　昭和50年10月29日生

住所　大阪市大正区南恩加島３丁目16番７号

金祐介　昭和54年８月13日生